

令和 8 年 9 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	報告第 5 号	令和 7 年度太田市一般会計継続費精算報告書について	1
2	報告第 6 号	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について	3
3	議案第 8 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6
4	議案第 8 5 号	令和 7 年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について	7 (別冊)
5	議案第 8 6 号	令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	8 (別冊)
6	議案第 8 7 号	令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9 (別冊)
7	議案第 8 8 号	令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について	1 0 (別冊)
8	議案第 8 9 号	令和 7 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 (別冊)
9	議案第 9 0 号	令和 7 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 (別冊)
1 0	議案第 9 1 号	令和 7 年度太田市下水道事業等会計決算認定について	1 3 (別冊)
1 1	議案第 9 2 号	令和 8 年度太田市一般会計補正予算（第 3 号）について	1 4 (別冊)
1 2	議案第 9 3 号	令和 8 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 3	議案第 9 4 号	令和 8 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 4	議案第 9 5 号	令和 8 年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 5	議案第 9 6 号	令和 8 年度太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 6	議案第 9 7 号	令和 8 年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 7	議案第 9 8 号	令和 8 年度太田市下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について	

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1 8	議案第 9 9 号	太田市手数料条例の一部改正について	1 5
1 9	議案第 1 0 0 号	太田市印鑑条例の一部改正について	1 6
2 0	議案第 1 0 1 号	損害賠償の額の決定及び和解について	1 7
2 1	議案第 1 0 2 号	財産の取得について（内部情報系端末）	1 8
2 2	議案第 1 0 3 号	財産の取得について（土地）	2 0
2 3	議案第 1 0 4 号	財産の取得について（土地）	2 2
2 4	議案第 1 0 5 号	市道路線の廃止及び認定について	2 4 (別冊)
2 5	議案第 1 0 6 号	2 級 6 2 号線道路新設（第 2 期）工事請負契約締結について	2 7

報告第5号

令和7年度太田市一般会計継続費精算報告書について

令和7年度太田市一般会計継続費に係る新田文化会館・総合体育館改修事業ほか1事業が完了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、報告する。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和7年度太田市一般会計継続費精算報告書（別紙のとおり）

令和7年度太田市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	2	新田文化会館・総合 体育館改修事業	6	184,090,000	0	107,600,000	3,500,000	72,990,000	99,666,600	0	52,700,000	3,500,000	43,466,600	84,423,400	0	54,900,000	0	29,523,400
			7	896,727,000	0	608,800,000	124,505,000	163,422,000	967,982,400	0	663,700,000	124,244,294	180,038,106	△ 71,255,400	0	△ 54,900,000	260,706	△ 16,616,106
			計	1,080,817,000	0	716,400,000	128,005,000	236,412,000	1,067,649,000	0	716,400,000	127,744,294	223,504,706	13,168,000	0	0	260,706	12,907,294
4	2	第一・第二クリーン センター施設整備事 業	5	10,725,000	0	0	0	10,725,000	10,725,000	0	0	0	10,725,000	0	0	0	0	0
			6	7,329,000	0	0	0	7,329,000	4,224,000	0	0	0	4,224,000	3,105,000	0	0	0	3,105,000
			7	286,000,000	0	257,400,000	0	28,600,000	269,984,000	0	242,900,000	0	27,084,000	16,016,000	0	14,500,000	0	1,516,000
			計	304,054,000	0	257,400,000	0	46,654,000	284,933,000	0	242,900,000	0	42,033,000	19,121,000	0	14,500,000	0	4,621,000

報告第6号

令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
(別紙のとおり)

令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

1 健全化判断比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの)

(単位：％)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	11.25	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③ 実質公債費比率	4.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	31.0	350.0	

- ・①実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は4.42％です。
- ・②連結実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は7.37％です。
- ・早期健全化基準は、市町村の財政規模等により設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定等が必要になります。
- ・財政再生基準は、市町村に設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政再生計画の策定等が必要になります。

2 資金不足比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの)

(単位：％)

区 分	下水道事業等会計	太陽光発電事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

- ・各会計とも資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。

算定方法

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・標準財政規模：53,296,894千円（令和7年度）

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad \text{(3か年平均)}$$

- ・準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもののほか

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額ほか

(公営企業)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

議案第 84 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員見持雅昭は、令和 8 年 12 月 31 日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 85 号

令和 7 年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 7 年度太田市一般会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 86 号

令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 87 号

令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第 88 号

令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 89 号

令和 7 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に
より、令和 7 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 7 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 90 号

令和 7 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 7 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第 9 1 号

令和 7 年度太田市下水道事業等会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度太田市下水道事業等会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 7 年度太田市下水道事業等会計決算について 別冊

議案第 9 2 号 令和 8 年度太田市一般会計補正予算（第 3 号）について 別冊

議案第 9 3 号 令和 8 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 9 4 号 令和 8 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 9 5 号 令和 8 年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 9 6 号 令和 8 年度太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 9 7 号 令和 8 年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 9 8 号 令和 8 年度太田市下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 9 9 号

太田市手数料条例の一部改正について
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市手数料条例の一部を改正する条例
太田市手数料条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

所得・課税に関する証明書の 交付	1 件につき 3 0 0 円 （1 人、1 税目、1 年度（法人市 民税については 1 事業年度）を 1 件とする。）
---------------------	--

」

を

「

所得課税に関 する証明書の 交付	窓口で交付する もの	1 件につき 3 0 0 円 （1 人、1 年度を 1 件とする。）
	特定端末機で交 付するもの	1 件につき 2 0 0 円 （1 人、1 年度を 1 件とする。）

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

議案第100号

太田市印鑑条例の一部改正について
太田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市印鑑条例の一部を改正する条例

太田市印鑑条例（平成17年太田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第101号

損害賠償の額の決定及び和解について

太田市は、太田市立葦川小学校において発生した事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

記

1 概要

平成25年9月5日、太田市立葦川小学校給食室において、職員が配膳カウンターに大食缶を載せる際、誤ってその内容物をこぼしたことにより、給食の受領及び運搬のために来室していた児童の足に高温の汁がかかり、両側下腿に熱傷を負わせる損害を与えたものである。

2 損害賠償の額

14,269,540円

3 相手方

4 和解の内容

- (1) 相手方の損害額を14,269,540円とし、市は相手方に対し、既払い額2,741,485円を差し引いた11,528,055円を支払う。
- (2) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、(1)に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第102号

財産の取得について
次のとおり内部情報系端末を取得するものとする。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | | |
|---|--------|---|------|
| 1 | 取得財産 | 内部情報系端末（ノート型） | 378台 |
| 2 | 取得の目的 | 耐用年数を経過した庁内の内部情報系端末を
更新するため | |
| 3 | 取得予定価格 | 61,094,000円 | |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市西本町59番16号
株式会社カワムラ
代表取締役 小坂橋 勉 | |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

内部情報系端末（ノート型） 3 7 8 台

附属品 モバイル電源タップ 2 1 0 個を含む。

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和9年2月26日まで

3 指名競争入札指名業者

株式会社シモヤマ

株式会社カワムラ

株式会社シー・ビー・エス

株式会社エイコー社（辞退）

有限会社アマガサ（辞退）

有限会社おかの（辞退）

株式会社システムエース（辞退）

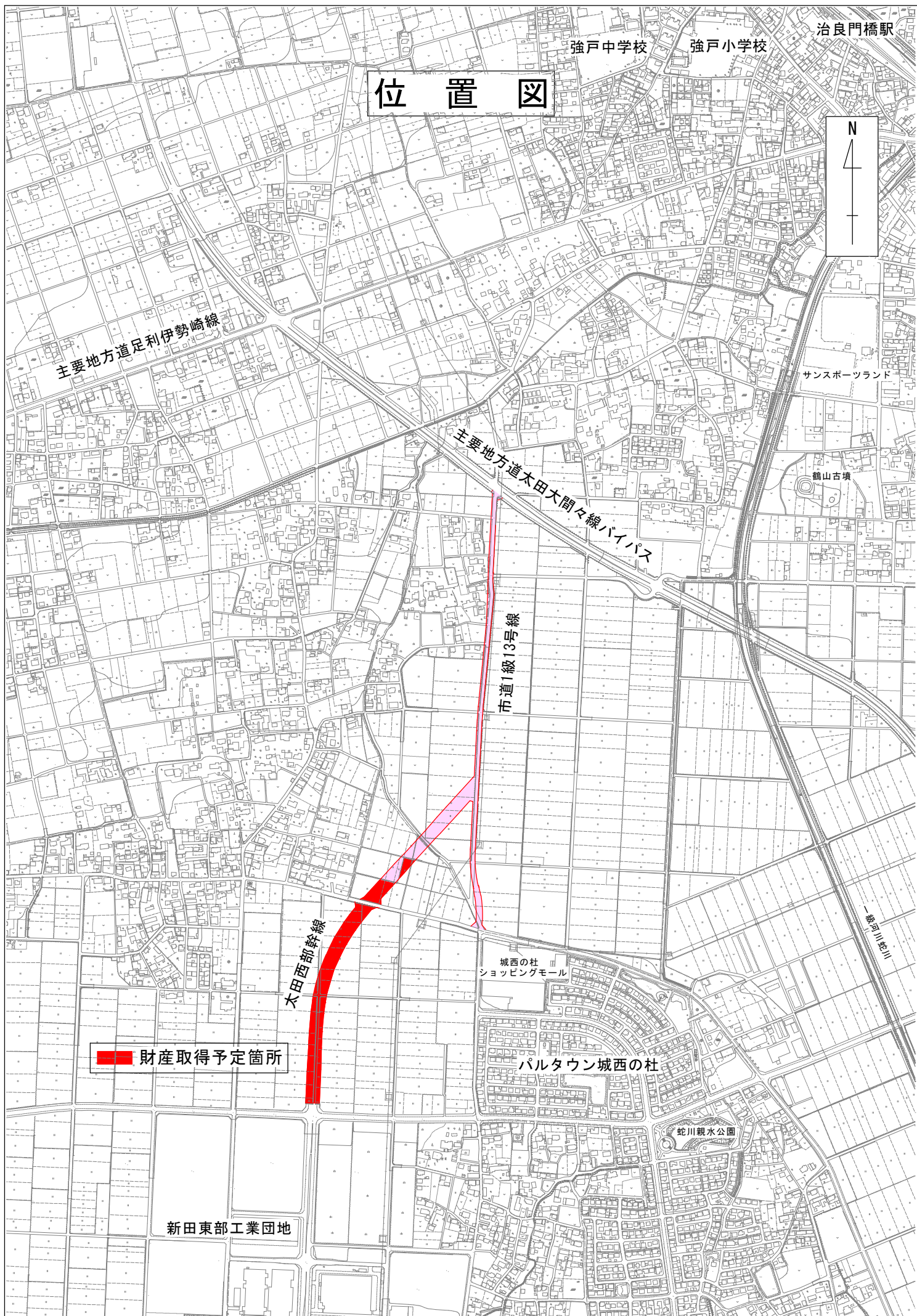
議案第103号

財産の取得について
次のとおり土地を取得するものとする。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 土地の所在等 | 太田市脇屋町1095番2ほか31筆 |
| 2 | 地目及び面積 | 田・畑 12, 963. 35m ² |
| 3 | 取得の目的 | 太田西部幹線整備事業用地 |
| 4 | 取得予定価格 | 68, 085, 384円 |
| 5 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 6 | 契約の相手方 | 太田市大原町459番地1
太田市土地開発公社
理事長 鈴木 聡 |



議案第104号

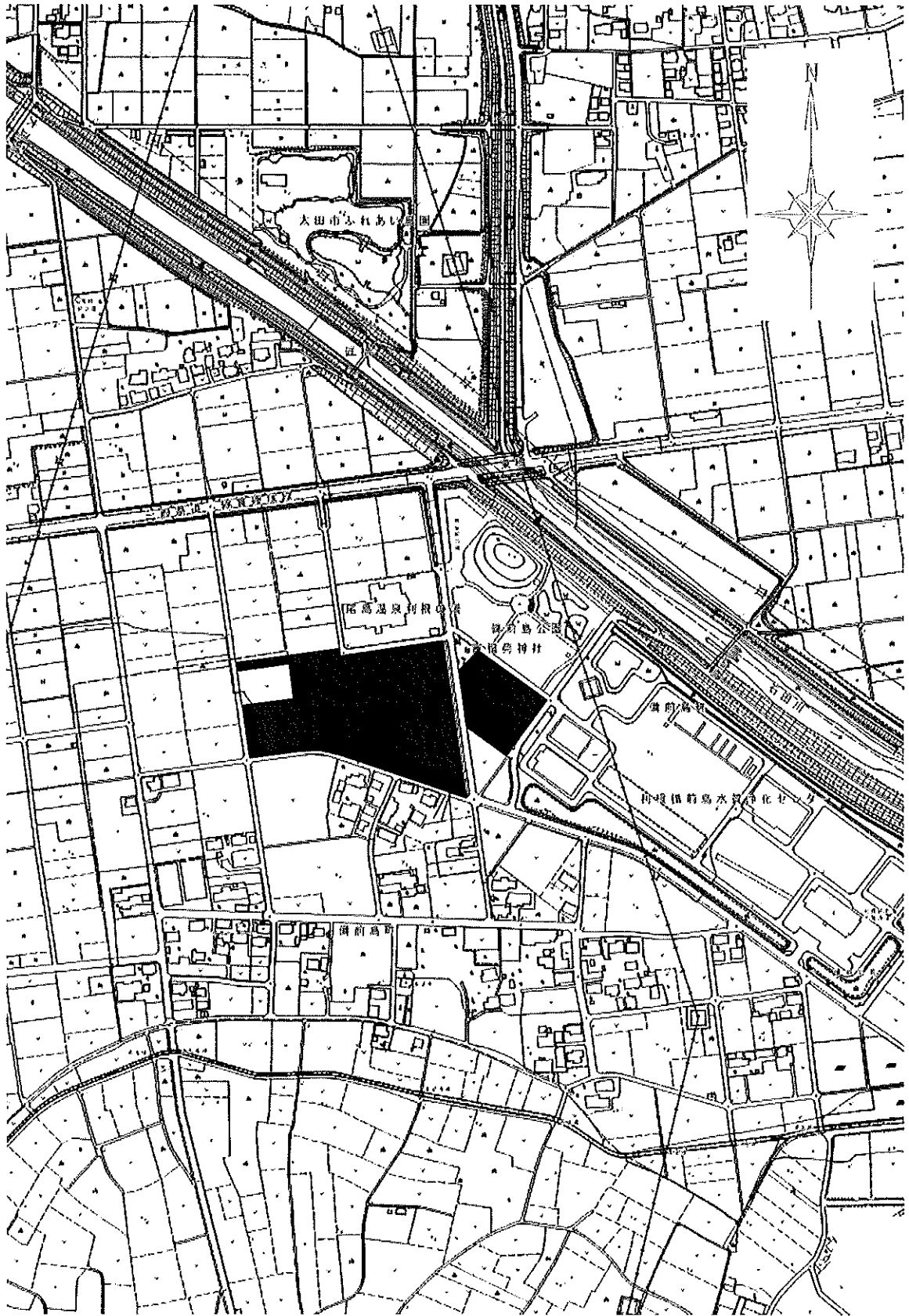
財産の取得について
次のとおり土地を取得するものとする。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 土地の所在等 | 太田市備前島町156番ほか37筆 |
| 2 | 種別及び数量 | 田等 28, 800.08㎡ |
| 3 | 取得の目的 | (仮称)備前島スポーツ公園整備事業用地 |
| 4 | 取得予定価格 | 64, 800, 180円 |
| 5 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 6 | 契約の相手方 | |

取得予定地位置図



議案第105号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

廃止路線

番号	整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	13-217	太田由良北之庄217号線	太田市 由良町1608番7 地先	なし
			太田市 由良町1570番2 地先	
2	16-1301	太田東金井町1301号線	太田市 東金井町987番 地先	なし
			太田市 東金井町987番3 地先	
3	16-1302	太田東金井町1302号線	太田市 東金井町1411番 地先	なし
			太田市 東金井町1402番 地先	
4	16-1287	太田市場町1287号線	太田市 市場町677番15 地先	なし
			太田市 市場町677番15 地先	
5	44-616	藪塚本町第四616号線	太田市 大原町82番135 地先	なし
			太田市 大原町82番135 地先	

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	13-217	太田由良北之庄217号線	太田市 由良町1608番7 地先	な し
			太田市 由良町1570番29 地先	
2	16-1301	太田東金井町1301号線	太田市 東金井町987番 地先	な し
			太田市 東金井町1402番 地先	
3	16-1287	太田市場町1287号線	太田市 市場町677番15 地先	な し
			太田市 市場町675番14 地先	
4	44-616	藪塚本町第四616号線	太田市 山之神町235番22 地先	な し
			太田市 山之神町235番13 地先	

議案第106号

2級62号線道路新設（第2期）工事請負契約締結について
2級62号線道路新設（第2期）工事の請負契約を次のとおり締結
するものとする。

令和8年8月31日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 目 的 | 2級62号線道路新設（第2期）工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市新田下江田町地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 216,590,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市浜町10番33号
石川建設株式会社
代表取締役 石 川 雅 之 |

2級62号線道路新設（第2期）工事請負契約締結について附属資料

1 工事の概要

橋梁上部工	L = 25.0 m
架設工	L = 25.0 m
踏掛版工	1箇所
取付道路工	L = 82.0 m
側溝（各種）	L = 165.1 m
現場打ち集水桝	6箇所

2 工 期

着工予定年月日	契約締結の日の翌日
完成予定年月日	令和9年3月31日

3 条件付一般競争入札参加者

石橋建設工業株式会社
石川建設株式会社
小林建設工業株式会社
岩崎工業株式会社
協和建設株式会社
守屋建設株式会社（辞退）
株式会社石宝
荒木土木株式会社
加藤建設興業株式会社
荻原建設株式会社
利根建設株式会社
工藤建設工業株式会社

後藤建設株式会社 (辞退)

株式会社金井工事

大木建設株式会社

株式会社ササガワ

西村興業株式会社

